

令和4年11月24日（木）

午前10時

議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

人 聴 傍
用 覧 閱

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第24号 職員の分限処分について

報告第25号 職員の分限処分について

議決事項

議案第36号 寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部を改正する規則について

議案第37号 公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付について

議案第38号 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

玉井委員

10月・11月教育委員会一般事務報告

(10月18日～11月24日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	18	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	19	水	10月市議会臨時会（第2回）	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会（文教生活分科会）	質疑（歳出）	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	31	月	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
11	1	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			近畿市町村教育委員会研修会	研修会（Web開催）	四条堰市立市民総合センター
	4	金	市指定文化財特別公開（～7日）	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺（太閤町11-16）
	5	土	寝屋川文化芸術祭（～6日）	式典（5日）、体験講座、作品展示、舞台発表等	市民会館他
	9	水	北河内地区教育長協議会研修	研修会（Web開催）	—
	13	日	市民体育大会 剣道の部	大会	市民体育館
	17	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	18	金	寝屋川市文化財保護審議委員委嘱状交付式及び令和4年度第1回文化財保護審議会	委嘱状の交付、審議会	議会棟5階 第Ⅲ会議室
	22	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	木	教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月25日～12月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	25	金	大阪府都市教育長協議会	予算要望説明会	ホテルアウィーナ大阪
	26	土	点野小学校創立50周年記念式典	式典	点野小学校 体育館
	28	月	校長役員会	12月校長会案件について	総合教育研修センター
12	1	木	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告（決算）、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	2	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	3	土	いじめ対策サミット及び人として 当たり前に生きる権利を考えるつどい	パネルディスカッション、意見交流、講演	市民会館
	4	日	市民体育大会 ソフトバレーボールの部	大会	市民体育館
	5	月	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	8	木	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	10	土	第22回「中学生の主張」	発表	市民会館
	11	日	市民体育大会 インディアカ 混合の部	大会	池の里市民交流センター
	12	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	13	火	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	14	水	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	15	木	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	16	金	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	18	日	市民体育大会 マラソンの部	大会	淀川河川敷
	22	木	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
			教育フォーラム2022	講演会	市民会館

報告第24号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年11月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和5年1月6日まで休職を命ずる

令和4年11月7日

寝屋川市教育委員会

報告第25号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年11月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和5年1月10日まで休職を命ずる

令和4年11月11日

寝屋川市教育委員会

議案第36号

寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部を改正する規則に
ついて

寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の
議決を求める。

令和4年11月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市教育委員会の後援において、申請のあった事業の後援承諾の可否に
ついて、より円滑に審査するための不承諾基準及び提出書類の見直しを行うた
め。

寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会の後援に関する規則（昭和 46 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（申請）

第 2 条 後援を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 寝屋川市教育委員会後援依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 事業の内容を記載した書類
- (3) 申請者が法人等である場合にあっては、当該団体の会則及び役員名簿
- (4) 事業の収支を明らかにした予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 特定の主義主張又は教義を推進すること等を目的とするものであるとき。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 公の秩序又は善良の風俗に反しその他社会的に非難されるような活動を行っていると思えられる団体又は個人が関係していると認める事業に関しては、後援を承諾しない。

第 4 条中「第 2 号様式」を削る。

第 6 条を次のように改める。

（報告書の提出）

第 6 条 後援を受けた者は、当該後援に係る事業が終了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業の収支を明らかにした決算書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要と認める書類

第6条の次に次の1条を加える。

(文書等の様式)

第7条 この規則に定める文書等の様式は、学校教育部長が定める。

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市教育委員会の後援に関する規則

No. 1

改 正 案	現 行
(申請) 第2条 後援を受けようとする者は、<u>次の各号に掲げる書類</u> <u>を教育長に</u> 提出しなければならない。 (1) <u>寝屋川市教育委員会後援依頼書(以下「依頼書」という。)</u> (2) <u>事業の内容を記載した書類</u> (3) <u>申請者が法人等である場合にあっては、当該団体の会則及び役員名簿</u> (4) <u>事業の収支を明らかにした予算書</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類</u> (後援の不承諾) 第3条 後援を受けようとする事業が、次の各号の一に該当するときは、後援を承諾しない。 (1) 教育の目的を阻害するおそれのあるとき。 (2) その事業の性質又は規模等から勘案して、教育効果の著しくないとき。 (3) 営利を主たる目的とするとき。 (4) <u>特定の主義主張又は教義を推進すること等を目的とするものであるとき。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、後援をすることが不適当であると教育委員会が認めるとき。</u>	(申請) 第2条 後援を受けようとする者は、<u>寝屋川市教育委員会後援依頼書(第1号様式。以下「依頼書」という。)</u>を教育長に提出しなければならない。 (後援の不承諾) 第3条 後援を受けようとする事業が、次の各号の一に該当するときは、後援を承諾しない。 (1) 教育の目的を阻害するおそれのあるとき。 (2) その事業の性質又は規模等から勘案して、教育効果の著しくないとき。 (3) 営利を主たる目的とするとき。 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、後援をすることが不適当であると教育委員会が認めるとき。</u>

寝屋川市教育委員会の後援に関する規則

No. 2

改 正 案	現 行
<u>2 公の秩序又は善良の風俗に反しその他社会的に非難されるような活動を行っている</u>と認められる団体又は個人が<u>関係していると認める事業</u>に関しては、後援を承諾しない。 (後援の諾否の通知) 第4条 教育長は、依頼書を受理したときは、必要な審査を行い、寝屋川市教育委員会後援／承諾／不承諾／通知書_____により申請者に通知するものとする。 (報告書の提出) 第6条 後援を受けた者は、当該後援に係る事業が終了したときは、速やかに<u>次の各号に掲げる書類を</u>_____教育長に提出しなければならない。 (1) <u>事業実施報告書</u> (2) <u>事業の収支を明らかにした決算書</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、必要と認める書類</u> (文書等の様式) 第7条 この規則に定める文書等の様式は、学校教育部長が定める。 <u>第1号様式から第3号様式までを削る。</u> 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	(後援の諾否の通知) 第4条 教育長は、依頼書を受理したときは、必要な審査を行い、寝屋川市教育委員会後援／承諾／不承諾／通知書<u>(第2号様式)</u>により申請者に通知するものとする。 (報告書の提出) 第6条 後援を受けた者は、当該後援に係る事業が終了したときは、速やかに<u>事業実施報告書(第3号様式)にちらし、ポスター等事業の内容が把握できる資料を添えて</u>、教育長に提出しなければならない。

議案第37号

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への再弁
明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付について

公文書の部分開示決定に係る審査請求について、別紙のとおり送付するため、
教育委員会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和3年11月4日に提起された公文書部分開示決定に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第5項に基づき、審査請求人に対する再弁明書（副本）の送付、及び法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項に基づき、再弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（再反論書）を提出することができる旨、及び法第32条第1項の規定に基づき、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨の文書を審査請求人へ送付するため。

審査請求人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

再弁明書の送付及び再反論書等の提出について

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による令和3年8月5日付け社文ス第
934号部分開示決定

審査請求人 [REDACTED]

審査請求日 令和3年11月4日

上記審査請求について、下記のとおり通知します。

なお、以下では、行政不服審査法（平成26年法律第68号）を「法」と表記します。

記

1 再弁明書（副本）の送付

法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第5項に基づき、別添のとおり再弁明書（副本）を送付します。

2 再反論書等の提出

(1) 再反論書の提出

法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項に基づき、再弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（再反論書）を提出することができます。

再反論書は、正本1通を提出してください。

(2) 証拠書類等の提出

法第32条第1項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

証拠書類又は証拠物は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされていますので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おください。

(3) 提出先及び提出期限（上記(1)及び上記(2)に共通）

提出先 寝屋川市教育委員会

(末尾記載の連絡先に提出してください。)

提出期限 令和5年1月13日(金)

【連絡先】

〒572-8555

大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当

TEL 072-824-1181 (代) 内線 3013

FAX 072-813-0083

社文ス第 号
令和 4 年 月 日

審査請求人 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

再 弁 明 書

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による令和 3 年 8 月 5 日付け社文ス第 934
号部分開示決定

審査請求人

審査請求日 令和 3 年 11 月 4 日

上記審査請求について、審査庁は、次のとおり再弁明します。

なお、再弁明に当たっては、令和 4 年 7 月 28 日付け弁明書（社文ス第 919 号）
で用いた略記、用語を引き続き用います。

第 1 審査請求人令和 4 年 8 月 31 日付け反論書について

審査請求人が提出した標記の書面（以下「反論書」といいます。）について、
必要に応じて主張を行います。

1 反論書 2 について

(1) 同「①当該情報が「内部情報」か否かについて」について

審査請求人が指摘する「内部」という概念については、まず、平成 11 年
答申及び平成 11 年決定は、「もともと外部に開示して使用することが予定
されている情報といえ、また、内部管理上、信用上等の支障を生じさせる
ものであるといえない」と判示していることから、「外部に開示して使用す
ることが予定されている情報」であることとは、並列の関係にある別の問

題として、「内部管理」という概念を用いていると解することができます。

一方、平成 16 年答申及び平成 16 年決定は、「当該法人が契約書等の作成において広く一般に押捺している印のそれであり、当該法人の取引相手である多数の者が保有している情報であることが認められる。そうすると、その印影に関する情報にはいわゆる内部管理情報としての内密性は認められず」と判示していることから、「当該法人の取引相手である多数の者が保有している情報であること」を「内部管理情報としての内密性」があるかどうかの判断要素として用いていると解することができます。

このように、平成 11 年答申及び平成 11 年決定と平成 16 年答申及び平成 16 年決定の間では、印影が取引の相手方に開示されているかどうかということと、印影が「内部管理」に関する情報に当たるかどうか又は「内部管理情報としての内密性」があるかどうかとの関係の捉え方に違いがあり、審査請求人が主張するように、「平成 11 年答申・決定や同 16 年答申・決定が「法人代表者印が内部情報ではない」というのは、(中略)「取引の相手先に対して捺されている印影で、多数存在すると推測される相手方に対して区別なく捺印すると決められているから内部情報とは言えない」と判断している」と一様にとらえることはできないものと考えられます。

そして、審査請求人が「「内部」ということばの幅が異なっており、どちらの解釈もあり得ると考える。」と主張するとおり、「内部」という概念については、相当の幅をもった解釈が可能であると考えられるところ、この点に関する処分庁の考え方は、弁明書第 4、2 において「本件会社等の意思により限定された用途に限り、限定された相手方に対してのみ示される性質のものであり、そのような限定なく公にすることは予定されていないという意味で本件会社等の内部管理に属する情報と認められ」と述べたとおりです。

(2) 同②乃至④について

審査請求人は、「「技術の向上その他状況の変化によって」開示すべきか否かの判断を変更することはあり得ることであり、請求人もこれを否定するものではない。」と主張しているところ、この点については、弁明書第 4、

3の処分庁の意見と合致するものと考えられます。

(3) 同⑤について

審査請求人は、本件処分について、「平成16年以降、法人代表者印を開示してきた寝屋川市の方針の変更である。従って、処分庁は、不開示の理由だけでなく、従来の判断の変更の理由を明記すべきであり、理由も示さず、一方的に従来の判断を変更するのは、行政の判断の根拠に疑問を抱かせるのみならず、行政の一貫性に対して市民に疑念を抱かせるものである。」と主張しています。

しかし、平成11年決定及び平成16年決定は、あくまでもそれぞれの開示決定等に係る異議申立という個別の事件における決定であり、審査請求人が主張する「寝屋川市の方針」というようなものではありません。

また、平成16年決定後、本件処分前の間において、「法人代表者印」の印影について開示する旨の処分がなされていたとしても、それはあくまでもそれぞれの開示請求に対する処分がそれぞれ行われてきただけのことに過ぎません。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分を行うに当たって、条例第10条第4項及び寝屋川市行政手続条例（平成9年寝屋川市条例第11号）第8条第1項の規定により処分の理由を示さなければならないことのほかに、特段の理由を示すことを処分庁に義務付ける理由となるものではありません。

もちろん、結果として従来の判断と異なる内容の判断である本件処分を行った理由については、本件審査請求に関する手続等において、必要な説明を行って参ります。

(4) 同⑥について

審査請求人は、「今回の不開示理由の説明は、上述のように、不十分であり、従来開示されていた情報が今回不開示となった理由を全く記していない。」と主張しています。

この点については、上記(3)で主張したとおり、本件処分に当たって示すべき理由については、条例第10条第4項及び寝屋川市行政手続条例第8

条第1項の規定に基づいて示すべき理由に留まり、本件処分に当たって現に示された理由は、示すべき理由として必要十分なものであると考えております。

2 反論書3について

(1) 同①について

審査請求人は、弁明書第4、2記載の「仮に本件印影が本件会社等の実印を押印して顕出されたものではない場合においても、本件印影は、同事情に鑑み、本件公文書の記載内容が真正なものであることを示す実印と同等の程度の認証的機能を有する性質のものである」と主張する根拠を示すよう求めています。

この点、まずここに認証的機能とは、文書の作成名義及び記載事項の内容が真正なものであることを示す機能をいいます。

その上で、弁明書第4、2で詳述したとおりの事情で上記の主張を行ったものですが、ここに改めて整理すると、①本件会社に係る印影が地域交流センターの管理運営に関する協定書及び年度協定書という、寝屋川市と本件会社との間の権利義務を定める内容の文書に表示されたものであり、当該協定書及び年度協定書については、当該権利義務の発生等を明確にするため、特に作成名義及び記載事項の内容が真正であることを示すことが必要な文書であること、②本件法人に係る印影が、寝屋川市が所有する土地を本件法人が使用することを認めることに係る覚書という、寝屋川市と本件法人との間の権利義務を定める内容の文書に表示されたものであり、当該覚書については、当該権利義務の発生等を明確にするため、特に作成名義及び記載事項の内容が真正であることを示すことが必要な文書であること、③本件印影は、本件会社の商号及び本件会社等の機関の名称並びに本件法人の機関の名称を表示するものであるとともに、本件会社等の記名欄の本件会社の代表取締役にあたる者及び本件法人の理事長にあたる者の氏名の末尾付近に表示されており、当該氏名が記載されている者が本件公文書を作成する権限を有することを示すためのものとして本件印影が表示されていると見ることができること、④本件印影が別の印影（外周の

線が四角形であり、本件会社の商号及び本件法人の名称を表示するものです。)と並んで表示されたものであり、いわゆる「社印」、「角印」などと呼ばれる印影だけではなく、本件印影を表示することによって、特に作成名義及び記載事項の内容が真正であることを示そうとする本件会社等の意図が本件公文書上に客観的に表れていること、及び⑤本件開示請求に係る事務を担当する職員の問合せに対して、本件会社等の従業員が本件印影について「公にすることを予定していない情報である旨」回答しており、本件会社等が本件印影を公にせず、本件印影を認識する者の範囲を限定することによって、本件印影が表示された文書の作成名義及び記載事項の内容の真正を示す機能を現実に発揮させようとしていることという事情を考慮し、上記引用部分のとおり主張したものです。

また、以上述べたとおり、審査請求人が主張するように「協定書に押印されているから」という理由で上記引用部分の主張をしたものではありません。

(2) 同②について

審査請求人は、上記(1)の弁明書からの引用部分に続く「これにふさわしい形状のものである」と主張する根拠を示すように求めています。

この点についても、弁明書第4、2で詳述したとおり、①本件印影の大きさが商業登記規則の規定に照らして、登記所に提出する印鑑として認められていないものには当たらないこと、及び②本件印影の外周の線が円状であること（実印の印影については、「丸い形のものが一般的である」ことが公知の事実とされています（東京高等裁判所第9民事部平成18年11月29日判決）。）という事情からすると、本件印影の形状は、実印を押印して顕出されたものであるということと矛盾せず、実印を押印して顕出されたものと同等の程度の認証的機能を有すると認めるにふさわしい形状のものであると主張したものです。

(3) 同③について

審査請求人は、「法人代表者印」の印影が本件処分前の開示請求に対する開示決定等において開示されていたことを指摘した上で、「これらの開示

は誤りではなく、今回初めて印影は非開示とすべきだという結論に至ったと解釈して差し支えないのか、それとも、その間、寝屋川市は誤った開示を続けていたことになるのか、一体いつから寝屋川市は判断を変更したのか、およびその理由をお尋ねしたい。」と主張しています。

この点については、上記1、(3)でも述べたとおり、本件処分前の開示請求に対する開示決定等において「法人代表者印」の印影が開示されていたとしても、それはそれぞれの開示請求の対象である公文書の内容やその時点における社会状況等を踏まえて、不開示とする理由がないために開示されていたものであり、本件処分において本件印影を不開示としたのは、本件公文書の内容等を踏まえて、不開示とする理由があると判断したということです。本件処分に「法人代表者印」の印影を開示したことがあったとしても、それについて現時点で誤ったものであったかどうかなどという判断を行うべきものではありません。

(4) 同④について

審査請求人は、「申請書」、「契約書」及び「誓約書」と題する文書が寝屋川市役所本庁1階市民情報コーナーに配架されており、これらの文書の中に印影が開示されているものがあり、それらについて「認証的機能を有しない」のか、開示しても差し支えないと判断したのか、その根拠は何かを説明するように求めています。

この審査請求人の主張については、本件処分の適法性等の本件審査請求に関する問題点とは別の問題であると言わざるを得ませんので、ここでこれらの点について立ち入って主張を行うことは差し控えさせていただきます。

第2 処分庁の意見の補足について

- 1 「仮に本件印影が本件会社等の実印を押印して顕出されたものではない場合においても、本件印影は、同事情に鑑み、本件公文書の記載内容が真正なものであることを示す実印と同等の程度の認証的機能を有する性質のものであり、かつこれにふさわしい形状のものであること」という考え方について

- (1) 審査請求人から説明を求められた標記の考え方については、処分庁独自のものではありません。
 - (2) すなわち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく開示決定等に係る審査請求について、諮問を受けて行われる情報公開・個人情報保護審査会の答申の中には、「特定法人の代表者の印影」について、「当該印影は、文書 1 が当該法人により真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められる。そうすると、これを公にすると、当該印影が偽造されて悪用されることが考えられ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」旨の諮問庁の説明について首肯でき、同法第 5 条第 2 号「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」のイ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして、不開示としたことが妥当である旨判示するものがあります（令和 2 年 8 月 12 日付け答申（令和 2 年度（行情）答申第 349 号））。
 - (3) 上記(2)の答申の他にも、これと同旨の判示をする答申として、平成 30 年 3 月 13 日付け答申（平成 29 年度（独情）答申第 69 号）、平成 30 年 2 月 26 日付け答申（平成 29 年度（行情）答申第 469 号）、平成 29 年 12 月 25 日付け答申（平成 29 年度（行情）答申第 400 号）及び平成 28 年 9 月 28 日付け答申（平成 28 年度（独情）答申第 32 号）があります。
 - (4) また、これらの答申は、取り上げられた印影が実印を押印して顕出されたものに当たるのかどうかについては特に言及しないまま、上記で引用した判断を行っています。
- 2 印影を開示することによる影響について
- (1) 条例第 6 条第 1 項第 2 号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体そ

の他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報若しくは当該個人から提供された事業に関しない情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。」と、同号アは、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、同号アの「開示することにより」と行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イの「公にすることにより」とは、文言は異なりますが、条例に基づく開示決定等は、開示請求者が誰であろうと同じ内容で行われるものであり、また、開示を受けた開示請求者は、開示を受けた公文書を公にしてはならない義務を負う訳ではありませんので、上記の文言の違いに関わらず、条例第6条第1項第2号アの「開示することにより」は、結果としては「公にすることにより」(「公にする」とは、「何人も知りうる状態に置く」とと解されています(宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』(株)有斐閣・平成30年・82頁。))と同じ意味に解した上で、問題となる情報が当該規定に該当するかどうかを判断する必要があります(行政機関の情報の公開に関する法律の規定中の「公にすることにより」との文言については、「情報公開法要綱案の「開示すること」という表現を「公にすること」という表現に改めることによって、当該開示請求者のみならず、何人にも当該情報を明らかにできない趣旨であることを明確にしている」と説明されています。同書・74頁)。

- (2) このことを踏まえて考えますと、本件印影のような印影について、法人等が取引の相手方等に対し、自己の意思に基づいて印影が表示された文書を交付する等の方法により示していることがあったとしても、そのことと、開示請求に対して開示することにより印影を公にすることとの間には、有意な差があると考えられます。すなわち、例えば営業上のノウハウのように、およそ外部に示すことが予定されていないような情報についてのみ、

「公にすること」の影響を考慮するのではなく、印影のように外部に示すことが元々予定されている情報について、法人等が自己の意思に基づいて外部に示すことがあるとしても、そのこととは別途、「公にすること」により生じる影響を考慮する必要があると考えられます。

- (3) この点について、東京地方裁判所平成 15 年 9 月 5 日判決は、「法人等の代表者の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているのであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあるということが出来る。もちろん、法人等の代表者印は、取引行為等で使用されれば、その相手方に印影が開示されており、相手方を通じて更に第三者に印影に係る情報が伝播する可能性もないとはいえない。しかし、これらは、当該法人等の意思あるいは当該法人等と相手方間の慣習や信頼関係によって律されるべき問題であり、印影の有する前記性質や印影は一般に公開されることを欲しない情報であって、内部情報として、当該法人等自身が管理しているものであること（公知の事実である。）に照らせば、前記のような伝播の可能性があることをもって、法人等の印影に関する情報が、その性質自体から公のものであるとか、広く知られる状態に置かれているものであるということとはできない。また、本件の折衝の際に、法務局側に提出した書類に押印されているからといって、一般市民にまで広くこれを公開することを、当該法人等が予想・容認していたと認めるに足る証拠は存しない。」と判示しており、上で述べたところと軌を一にするものと考えられます。

- (4) このような考え方を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号イの規定に係る審査基準として示している例として、人事院の「情報公開法に基づく処分に係る審査基準について」があります。当該審査基準においては、「その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的価値、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報」の具体例として、「例えば、債権者の印影、金融機関名及び口座番号等は、法人等の事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示されるものであり、本号イに該当する。また、債権者の印影には、公にするこ

とにより偽造等の犯罪に利用されるおそれも考えられ、第4号にも該当する。」と記載されています（ここに「第4号」とは、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という規定のことです。）。

以 上

議案第38号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和5年度から全市的な小中一貫型小学校・中学校に移行するため

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年寝屋川市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の9を削り、第4条の10を第4条の9とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（小中一貫教育）

第11条の2 次の表においてそれぞれ対応する同表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育とを一貫して施すものとする。

寝屋川市立東小学校	寝屋川市立第一中学校
寝屋川市立中央小学校	
寝屋川市立池田小学校	寝屋川市立第二中学校
寝屋川市立桜小学校	
寝屋川市立北小学校	寝屋川市立第三中学校
寝屋川市立田井小学校	
寝屋川市立明和小学校	寝屋川市立第四中学校
寝屋川市立梅が丘小学校	
寝屋川市立神田小学校	寝屋川市立第五中学校
寝屋川市立和光小学校	
寝屋川市立第五小学校	寝屋川市立第六中学校
寝屋川市立国松緑丘小学校	
寝屋川市立南小学校	寝屋川市立第七中学校
寝屋川市立堀溝小学校	
寝屋川市立西小学校	寝屋川市立第八中学校
寝屋川市立点野小学校	
寝屋川市立成美小学校	寝屋川市立第九中学校
寝屋川市立啓明小学校	

寝屋川市立三井小学校	寝屋川市立第十中学校
寝屋川市立宇谷小学校	
寝屋川市立木屋小学校	寝屋川市立友呂岐中学校
寝屋川市立石津小学校	
寝屋川市立木田小学校	寝屋川市立中木田中学校
寝屋川市立楠根小学校	

第12条に次の1項を加える。

- 2 前条に規定する中学校併設型小学校（学校教育法施行規則第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校をいう。）及び前条に規定する小学校併設型中学校（同項に規定する小学校併設型中学校をいう。）において教育課程を編成するに当たっては、あらかじめ、当該中学校併設型小学校の校長と当該小学校併設型中学校の校長との間で協議を行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

No. 1

改 正 案	現 行								
<u>(削る)</u> (その他の職) 第 4 条の <u>9</u> (略) <u>(小中一貫教育)</u> 第 11 条の 2 次の表においてそれぞれ対応する同表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校においては、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育とを一貫して施すものとする。 <table border="1"> <tr> <td>寝屋川市立東小学校</td><td>寝屋川市立第一中学校</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立中央小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>寝屋川市立池田小学校</td><td>寝屋川市立第二中学校</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立桜小学校</td><td></td></tr> </table>	寝屋川市立東小学校	寝屋川市立第一中学校	寝屋川市立中央小学校		寝屋川市立池田小学校	寝屋川市立第二中学校	寝屋川市立桜小学校		<u>(学校評議員)</u> 第 4 条の 9 学校に、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。 4 学校評議員は、その職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。 (その他の職) 第 4 条の <u>10</u> (略)
寝屋川市立東小学校	寝屋川市立第一中学校								
寝屋川市立中央小学校									
寝屋川市立池田小学校	寝屋川市立第二中学校								
寝屋川市立桜小学校									

100. 2

改 正 案		現 行	
寝屋川市立北小学校	寝屋川市立第三中学校		
寝屋川市立田井小学校			
寝屋川市立明和小学校	寝屋川市立第四中学校		
寝屋川市立梅が丘小学校			
寝屋川市立神田小学校	寝屋川市立第五中学校		
寝屋川市立和光小学校			
寝屋川市立第五小学校	寝屋川市立第六中学校		
寝屋川市立国松緑丘小学校			
寝屋川市立南小学校	寝屋川市立第七中学校		
寝屋川市立堀溝小学校			
寝屋川市立西小学校	寝屋川市立第八中学校		
寝屋川市立点野小学校			
寝屋川市立成美小学校	寝屋川市立第九中学校		
寝屋川市立啓明小学校			
寝屋川市立三井小学校	寝屋川市立第十中学校		
寝屋川市立宇谷小学校			
寝屋川市立木屋小学校	寝屋川市立友呂岐中学校		
寝屋川市立石津小学校			
寝屋川市立木田小学校	寝屋川市立中木田中学校		
寝屋川市立楠根小学校			
(教育課程)		(教育課程)	
第 12 条 校長は、毎年学年始めに、教育課程を教育委員会に届けなければならない。		第 12 条 校長は、毎年学年始めに、教育課程を教育委員会に届けなければならない。	
2 前条に規定する中学校併設型小学校（学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 2 項に規定する中学校併設型小学校をいう。）			

改 正 案	現 行
<u>及び前条に規定する小学校併設型中学校（同項に規定する小学校併設型中学校をいう。）において教育課程を編成するに当たっては、あらかじめ、当該中学校併設型小学校の校長と当該小学校併設型中学校の校長との間で協議を行うものとする。</u> 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。	